

第2条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第10条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日という。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇(健康管理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>第12条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第10条の2 略 (給与の減額)</p> <p>第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条第1項に規定する超勤代休時間及び休日(勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日という。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇_____を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>第12条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p>